

労働局では書類の発送、記入不備の調査等で人員も増やし、来年初めから始まる支払いに備えている。

Die Welt, September, 19, 1974.

(安積銳二 国立国会図書館)

## 西ドイツ・年金者医療費と 代用疾病金庫の立場

(西ドイツ)

8月12日連邦労相 Arendt は疾病保険の改正について法案を発表した。これは年金受給者の医療費を年金保険と疾病保険および疾病保険の内部で区分しようとするものであるが、これに対し保険者の一部である代用金庫 (Ersatzkasse) の側から猛烈な反対の声があがっている。代用金庫はこのため750万にのぼるその職員被保険者の保険料を著しく上げなければならぬことになるからである。

代用金庫の計算だと、Arendt 案だけでその支出は約10億マルク増えることになる。従来は職員の保険料から約17億5千万マルクを年金受給者の費用の不足分にふり向けさせられていたのが、来年は新規準で27億ドルになるというのである。

この負担増は、入院費規準の爆発的上昇の影響を受ける、通常の支出増の上にさらに加わるのである。その上1975年は新しい社会保障法が疾病金庫に対しては全面的に影響しあはじめるため、医療費の増加は非常なものになる。これにはリハビリテーション給付義務、妊娠中絶条項改正に伴なう処置、学生の強制保険加入等の問題が含まれる。

このような医療費の拡張はいずれの疾病金庫も例外なくかぶってくるが、代用

金庫の場合、年金受給者疾病保険法 (KVdR) の財政新規定は非常に不利な影響を受けることになる。これに対して、年金保険と疾病保険の費用分担を、計画では50対50となっているのを、従来通り80対20に留めるようどの疾病金庫も主張している。しかし労相はじめ各党とも財政危機を回避しようとしているので、この見通しは暗い。さもないと年金保険の拠出は18%以上にあげざるをえないことになるからである。

代用金庫にとってこれより困難な問題は、疾病保険の内部での負担調整の規定で、他の多数の年金受給者を擁している金庫はこれを是認しているのであるが、年金受領者の医療費はすべての金庫とその拠出支払者の間で基本賃金の統一の率で均等に配分する (連帯拠出) という案は、代用金庫の場合年金受給者の割合が非常に低いので、こうして調整されるときわめて苦しいことになるわけである。この新規定だと代用金庫はその保険料率を平均0.67%上げざるをえないで、例えば大きな金庫だと、現行の9.9%を10.57%にあげなければならないことになる。年金受給者の割合の少ない金庫ほどこの年金受給者医療費共同負担の額は多くなり、代用金庫加入被保険者1人が年金受給者医療費を年平均123.06マルク負担することになろう。

いずれにせよ代用金庫は原則的に財政調整制に反対しており、年金受給者や学生に対する費用均衡制の後はさらに家族負担調整とか部門別罹病率の調整を企てる恐れもあって、結局各金庫の特色を無視し、金庫の統合ということにもなりかねない、と危惧しているのである。

Die Welt, August, 13, 1974.

(安積銳二 国立国会図書館)